

広島県告示第八十九号

令和五年一月二十七日に専決処分をした予算は、次のとおりである。

令和五年一月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

令和4年度広島県一般会計補正予算(第6号)

令和4年度広島県一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ398,078千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,265,805,102千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年1月27日

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		251,807,850	398,078	252,205,928
	2 国庫補助金	161,835,929	398,078	162,234,007
歳 入	合 計	1,265,407,024	398,078	1,265,805,102

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		113,847,151	398,078	114,245,229
	3 観光費	6,543,099	398,078	6,941,177
歳 出	合 計	1,265,407,024	398,078	1,265,805,102